

会 議 録

- 1 会 議 の 名 称 令和8年第5回選挙管理委員会臨時会
- 2 開 催 年 月 日 令和8年4月9日（木）
- 3 開 始 ・ 終 了 時 刻 午前10時00分～午前10時36分
- 4 開 催 場 所 一関市役所 選挙管理委員会室
- 5 出 席 委 員 氏 名 岩本孝彦委員長
須藤敏典委員
佐藤弘子委員
小山賢一委員
- 6 欠 席 委 員 氏 名 なし
- 7 説 明 者 の 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 後藤 治
- 8 出 席 職 員 職 氏 名 選挙管理委員会事務局主任主査 菅野 孝幸
選挙管理委員会事務局主任主事 岩下 利徳
- 9 付 議 事 件 ○報告第1号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
○報告第2号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
○議案第30号 選挙人名簿から抹消すべき者について
○議案第31号 一関市選挙執行規程の一部を改正する告示の制定について
○議案第32号 一関市職員倫理規程の一部を改正する訓令の制定の専決処分に関し承認を求めることについて
○議案第33号 一関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令の制定の専決処分に関し承認を求める

ことについて

10 会議の公開又は非公開 公開

11 傍聴人数 1人

委員長 開会

(報告第1号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について)

(報告第2号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について)

事務局長 議案の朗読(2件を一括審議)

○ 公職選挙法におきまして、選挙人名簿の抄本の閲覧は政治活動や世論調査、統計調査等を目的とした場合にできることと規定されています。

また、選挙人名簿の抄本の閲覧状況につきましては、公職選挙法第28条の4第7項におきまして、少なくとも年1回公表することとされておりまして、その公表する内容は閲覧の年月日、申し出者の氏名、住所、利用目的の概要、閲覧に関わる選挙人の範囲とされておりまして、令和7年度の閲覧状況を公表し、報告するものがございます。

○ 2ページから3ページにかけましてその申出者の一覧を付けてございます。

令和7年度におきましては、閲覧の申し出が17件ございました。内容につきましては一覧に記載のとおりでございますけれども、政治活動に関するものが10件、それから世論調査に関するものが7件という状況でございます。

続きまして4ページの、報告第2号「在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」でございます。こちらにつきましても、選挙人名簿と同様にその状況を公表することということで公職選挙法に規定されているところでございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。令和7年度におきましては、在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申し出はなかったところがございます。昨年度も申し出はなかったところがございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第30号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

事務局長

議案の朗読

○ 本案につきましては、令和8年4月1日現在におきまして、別冊の者を選挙人名簿から抹消するものでございます。

資料の7ページをご覧くださいと思います。内訳でございます。公職選挙法第28条の規定によりまして、令和8年3月31日までに死亡したものが、男84人、女82人の計166人。転出後4か月を経過した者が、男60人、女52人の計112人で、今回抹消しようとするものでございますが、男144人、女134人の合計278人でございます。

これによりまして、令和8年4月1日現在の名簿登録者数につきましては、男43,648人、女46,221人の合計89,869人となります。

なお、今回抹消する者の詳細の名簿につきましては、会議開会前にそれぞれ委員の皆様にご確認いただいたところでございます。

委員長

議案に対する質疑

質疑なし

委員長

原案のとおり可決

(議案第31号 一関市選挙執行規程の一部を改正する告示の制定について)

事務局長

議案の朗読

○ 本案につきましては、個人演説会の対象施設を規定しております、別表の第3におきまして2つの改正をしようとするものでございます。

改正の内容についてですが、1つは市民センターが併設されている他の公共施設、これは別な言葉で申し上げますと、いわゆる2枚看板の施設でございます。

1つの施設なのですが、市民センターとは別の施設の機能、名称

も備えている。

この2枚看板の施設について、市民センター以外の施設の名称等も規定に加えようとするものでございます。

それでは新旧対照表をご覧くださいと思います。

8ページになりますが、左側が改正前、右側が改正後となりまして、改正部分にはアンダーラインを付しております。

改正後の方をご覧くださいます。関が丘市民センターの次に関が丘コミュニティセンターを、それから真柴市民センターの次に、真柴コミュニティセンターを、それから巖美市民センターの次に自然休養村管理センターを、舞川市民センターの次に一関文化伝承館を、日形市民センターの次に花泉農村集落多目的共同利用施設を、一関市摺沢市民センターの次に大東コミュニティセンターを、沖田市民センターの次に大東開発センターを、それから猿沢市民センターの次に大東農村環境改善センターを、曾慶市民センターの次に大東曾慶地区センターを、奥玉市民センターの次に奥玉ふるさとセンターを、磐清水市民センターの次に磐清水文化センターを、それから室根市民センターの次に室根ふるさとセンターを、この13施設を加えるものでございます。

また、令和8年3月31日をもって廃止された公の施設として、一関市生活改善センターと川崎農村女性の家いぶき会館、この2つの施設を削除しようとするものでございます。

それから最後、11ページになりますが、附則でございます。本告示につきましては、本日令和8年4月9日から施行したいと考えております。説明は以上であります。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第32号 一関市職員倫理規程の一部を改正する訓令の制定の専決処分に関し承認を求めることについて)

事務局長

議案の朗読

○ 本案につきましては、副市長が2人体制になること、それから市の組織の見直しによりまして、商工労働部が、令和8年度からは商工観光部となることに伴いまして行う改正でございます。

また、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、委員会を招集するいとまがないと認め、令和8年3月30日付けで専決処分したので報告するものでございます。

14ページをご覧いただきたいと思いますが、本訓令は、市長部局、選挙管理委員会それから教育委員会などと各部局がそれぞれ制定することとなるものでございますけれども、市として統一的な取り扱いをするためにこのように、合同訓令ということで定めるものでございます。

議案の方をご覧いただきたいと思います。15ページでございます。

先ほどと同様に左側が改正前、右側が改正後となり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

まず第2条第2項におきましては、「総括倫理管理者の職務は」の次に、総務部の事務を担当する、ということで、副市長が2名となり、各副市長で役割がそれぞれ定められておりまして、総務部の事務を担当する副市長がその職務を行うということで加えようとするものでございます。

それから同条第3項におきましては、商工労働部長を商工観光部長に改正しようとするものでございます。16ページになりますが、附則でございますけれども、本訓令の施行期日は令和8年4月1日でございます。説明は以上であります。

委員長

議案に対する質疑

須藤委員

また1名体制になれば改正するのですか。

事務局長

改正することになると思われます。

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第33号 一関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令の制定の専決処分に関し承認を求めることについて)

事務局長 議案の朗読

○ 本訓令につきましても、先ほどの訓令と同様に合同訓令として定めております。今回の改正は、最高情報セキュリティ責任者、規程の中ではCISOということで定めてございますけれども、CISOの役割の見直しなど所要の改正を行ったものでございまして、17ページの議案のとおり、地方自治法施行令第137条第1項の規定によりまして、委員会を招集するいとまがないと認め、令和8年3月25日付けで専決処分したので報告するものでございます。

それでは20ページの議案をご覧くださいと思います。

新旧対照表でございますけれども、こちらも左側が改正前、右側が改正後となっております。改正部分にはアンダーラインを付しております。

改正の内容でございますが、第3条第1項におきまして、CISOの役割を市が保有する個人情報等及び特定個人情報の保護管理の総括から、市のすべてのネットワーク情報システム等の情報の管理及び情報セキュリティの総括、それから同条第2項におきましては、令和8年4月から、市長公室統括監の職の職員が人事異動により、不在となりましたので、総括情報セキュリティ責任者を、市長公室統括監から市長公室長に改正しようとするものでございます。

また、市が保有する個人情報等及び特定個人情報の管理の総括を行わせるため、総括個人情報保護管理者を置き、総務部長をもって充てるという規定を新たに追加しようとするものでございまして、この規定の追加に伴いまして、これまでそれぞれ第3項、第4項であったものをそれぞれ1個ずつ繰り下げまして第4項、第5項と改正しようとするものでございます。

また、第5条では、ただいま第3項で規定しました総括個人情報保護管理者、これが設置されたことに伴いまして、第1項における

個人情報等の目的外利用の協議、それから第2項における目的外利用の報告書の提出、これをそれぞれ今までCISOとしていたものを総括個人情報管理者に改正するものでございます。

また、第6条では、個人情報等の外部提供についての規定でございますけれども、第1項ではその外部提供の可否の通知の承認、それから第2項では報告書の提出をそれぞれCISOとしていたものを、総括個人情報保護管理者に改正するものでございます。

さらに、第7条では、特定個人情報の移転等に係る報告書の提出を同様にCISOから総括個人情報保護管理者に改正するものでございます。22ページ以降の様式等につきましては、様式内の表記をただいま申し上げたそれぞれの手続きにおきましてCISOから総括個人情報保護管理者に改正するものでございます。

最後、本訓令の施行期日は令和8年4月1日でございます。
説明は以上であります。

委員長 議案に対する質疑

須藤委員 先ほどの議案と違ってこの市長部局からの並び順が違うのは何か意味があるのですか。

事務局長 特に意味はないと思われます。

佐藤委員 この内部の規程の改正についての承認をこの選挙管理委員会で行うということですか。

事務局長 これは本来であれば選挙管理委員会は選挙管理委員会として、あるいは、教育委員会や議会としてもそれぞれで定めるものでありまして、選挙管理委員会の部分については、委員会として定めるということですので、選挙管理委員会の皆様にお諮りして決めるということになります。

佐藤委員 わかりました。

質疑なし

委員長 原案の通り可決

委員長 閉会